

大阪市規則第66号

単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の旅費に関する規則（平成14年大阪市規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員及び一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第14条の規定の適用を受ける職員に対して支給する旅費については、 <u>職員の旅費に関する条例（令和7年大阪市条例第20号）</u> の例による。この場合において、単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則（昭和40年大阪市規則第65号）第1条に規定する技能労務職給料表（以下「技能労務職給料表」という。）による2級以下の職務は職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による3級以下の職務に、技能労務職給料表による3級の職務は行政職給料表による4級の職務に、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の規定の適用を受ける職員の職務はその者の職務及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して市長が定める行政職給料表による職	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員及び一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第14条の規定の適用を受ける職員に対して支給する旅費については、 <u>職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）</u> の例による。この場合において、単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則（昭和40年大阪市規則第65号）第1条に規定する技能労務職給料表（以下「技能労務職給料表」という。）による2級以下の職務は職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による3級以下の職務に、技能労務職給料表による3級の職務は行政職給料表による4級の職務に、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の規定の適用を受ける職員の職務はその者の職務及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して市長が定める行政職給料表による職

務に、それぞれ相当するものとする。

務に、それぞれ相当するものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。